

保健だより ～学校感染症について～

令和5年5月発行
藤代高校 保健室

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されると、学校感染症（学校保健安全法施行規則）では第2種感染症「学校において予防すべき流行を広げる可能性が高い感染症」に加えられます。（裏面参照）

法律上の位置づけは変わりますが、ウイルス自体が弱毒化したわけではありません。今後も、ひとりひとりの感染対策と予防意識が重要です。

今までと 何が変わるの？

① 出席停止の期間

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで出席を停止します。

② 「学校感染症治癒報告書」の提出

本校指定の書類です。保護者が記入し、受診が分かる領収書のコピー等を添付し、学校へ提出してください。

③ 濃厚接触者の取り扱い

濃厚接触者の特定はしません。家族等が感染しても、本人に症状がなければ普段どおり登校してください。

今までと 変わらないものは？

- 健康管理と健康状態の把握
- 適切な換気の確保
- 手洗いなど、手指衛生や咳エチケット
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は無理に登校しない



自分を守る
相手を守る
意識と行動を

マスク着用については、個人の判断です。学校でも特に着用を求めないことを基本とします。マスクの着用有無による差別や偏見などが起こらないよう、お互い気を付けましょう。なお、校内の感染状況や活動において、必要な場合はマスクの着用を推奨することもあります。

学校感染症による出席停止について（確認）

学校感染症に指定されている病気にかかった生徒は、学校に登校することができません。この場合は、学校を休んでも欠席扱いにはならず「出席停止」となりますので、学校感染症と診断されたら、すぐに学校に連絡してください。疾病や病状により出席停止の期間は異なりますが、必ず主治医の指示に従ってください。登校再開後に「学校感染症治癒報告書」を担任へ提出してください。「学校感染症治癒報告書」は本校ホームページ「保健室から」からもダウンロードできます。

学校感染症の扱いについて

1、学校感染症の種類(学校保健安全法施行規則第18条で定められている)

分類	病名	潜伏期間	主な感染経路	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群			治癒するまで。
第2種	新型コロナウイルス感染症		飛沫感染	発症後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	1～4日	飛沫感染	発病後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	5～21日	〃	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	7～18日	空気感染	解熱後、3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	12～25日	飛沫感染	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。
	風しん	14～23日	飛沫、母子感染	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	10～21日	空気感染	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	2～14日	飛沫感染	主要症状消失後、2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	2年以内 3～4日	空気感染 飛沫感染	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。
第3種	コレラ	数時間～5日	経口感染	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	1～7日	〃	
	腸管出血性大腸菌感染症	10時間～8日	〃	
	腸チフス	3～60日	〃	
	パラチフス	3～60日	〃	
	流行性角結膜炎	2～14日	飛沫感染	
	急性出血性結膜炎	1～3日	経口感染	
その他 ※あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、 <u>必要があれば</u> 校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる。			